

日本政府・日本赤十字社の共同誓約 「国際人道法の普及強化」

(和文) 仮訳

日本政府及び日本赤十字社は、近年報告されるように、依然として性的暴力並びに医療スタッフを含む人道支援関係者及び病院を始めとする本来軍事目標とならない施設への攻撃といった武力紛争下における国際人道法（IHL）に違反し得る行為が多発しており、結果として多数の文民被害が生じていることに強い懸念を表する。我々は第33回赤十字・赤新月国際会議の第1号決議「IHLの国内履行強化」が引き続き完全に効力を有していることを再確認するとともに、IHLを一層尊重する喫緊の必要性を認識している。そのうえで、サイバー空間における戦闘及びAIを含む新興技術を備える新たな兵器の使用が紛争の様相を大きく変化させつつあることを念頭に置き、IHLの重要性をより広く普及するため、我々はここに以下を誓約する。

- (1) 日本政府及び日本赤十字社は、IHLの誠実な履行の重要性及びIHLに関する理解の向上の必要性に鑑み、特に武力紛争下における性的暴力並びに人道支援関係者及びその施設への攻撃の防止を念頭に、公教育等を通じたIHLの普及により日本国内の世論喚起を図る。
- (2) 日本政府及び日本赤十字社は、IHLの普及やIHL国内委員会等の活動を通じて、武力紛争下におけるサイバー空間を用いた戦闘及び新興技術を備える新たな兵器の使用に関する諸問題について、各方面による研究及び対話を促進する。
- (3) 日本政府及び日本赤十字社は、ジュネーヴ諸条約及び同追加議定書に規定する赤十字・赤新月標章及び文民保護標章を含む特殊標章の更なる普及に努める。